【中国】農産物品質安全法の改正

海外立法情報課 湯野 基生

*2022年9月2日、農産物品質安全法が改正され、2018年の状況調査で判明した食品安全法との運用上の混乱を解消するとともに、最近の状況に対応する政策措置等が定められた。

1 背景と経緯

中国では 2006 年に農産物の品質の安全確保等を目的とする農産物品質安全法が制定され¹、2009 年に、食品全般の安全確保を目的とする食品安全法が制定された²。2018 年 4 月から同 9 月にかけて、全国人民代表大会常務委員会は、農産物品質安全法の執行状況検査³を実施し、食用農産物について、食品安全法の要求水準と異なるため、地域によって恣意的な運用がなされていること、農産物品質安全法は長らく改正がなく最近の状況に適応できていないこと等の問題点を指摘した⁴。2021 年 10 月、農産物品質安全法の改正草案が全国人民代表大会常務委員会に提出され⁵、2022 年 9 月 2 日の同会議で可決・公布、2023 年 1 月 1 日に施行された⁶。

2 概要

(1) 章構成

改正法は全 8 章 81 か条から成る。第 1 章:総則(第 1 条~第 12 条)、第 2 章:農産物品質 安全のリスク監視及び基準制定(第 13 条~第 19 条)、第 3 章:農産物の産地(第 20 条~第 24 条)、第 4 章:農産物の生産(第 25 条~第 33 条)、第 5 章:農産物の販売(第 34 条~第 44 条)、第 6 章:監督管理(第 45 条~第 61 条)、第 7 章:法的責任(第 62 条~第 79 条)、 第 8 章:附則(第 80 条~第 81 条)。

(2) 総則(第1章)

本法にいう農産物は、作物栽培、林業、牧畜業、漁業等に由来する一次産品を指し、農産物品質の安全とは、農産物の品質が品質安全基準を満たしていること等を指す(第2条)。本法は、農産物品質の安全に関わる農産物生産経営及びその監督管理活動に対し適用される。食用

外国の立法 No.295-1 (2023.4)

^{*} 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス目は、2023年3月10日である。

¹ 2006 年 4 月 29 日に制定・公布され、同年 11 月 1 日に施行された(全 8 章 56 か条)。2018 年 10 月の一部改正は、国務院の機構再編に伴うもので、機構名が 3 か所変更されている。「中华人民共和国农产品质量安全法」国家法律法规数据库 (中華人民共和国主席令第 49 号);「全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国野生动物保护法》等十五部法律的决定」2018.10.27. 中国政府网 http://www.gov.cn/xinwen/2018-10/27/content 5334907.htm>

² 「中华人民共和国食品安全法」国家法律法规数据库 2021 年 4 月 29 日改正・施行

³ 中国語原文は「执法检査」。法律法規の実施状況を評価し、改善を提案することは、各級人民代表大会常務委員会 監督法により、同委員会の業務の一つとされる。「中华人民共和国各级人民代表大会常务委员会监督法」国家法律 法规数据库 https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY2M2I5ZTAzMzk%3D>

⁴ 吉炳轩「全国人民代表大会常务委员会执法检查组关于检查《中华人民共和国农产品质量安全法》实施情况的报告」 2018.10.24. 中国人大网 http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2018-10/24/content 2063602.htm>

⁵ 唐仁健「关于《中华人民共和国农产品质量安全法(修订草案)》的说明—2021 年 10 月 19 日在第十三届全国人民代表大会常务委员会第三十一次会议上」2022.9.2. 中国人大网 http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202209/51f8c8a84e92417aa06e216623c239f2.shtml

^{6 「}中华人民共和国农产品质量安全法」国家法律法规数据库 https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE4Mm NmNWQ2MDAxODJmZDVkNzdkZDIzY2Y%3D> (中華人民共和国主席令第 120 号)

農産物の市場販売、安全基準の制定、安全情報の発信等について食品安全法の規定があるものは、同法を適用する(第3条)。国は、農産物の品質安全業務を強化し、根本的対策、リスク管理、全過程での統制を実施し(第4条)、環境にやさしく良質な農産物の生産を奨励し、支援する(第9条)。農産物生産経営者は、農産物の品質安全に責任を負わなければならず、誠実で自己を律し、社会的責任を担わなければならない(第7条)。報道メディアは農産物の品質安全に関する公益的な宣伝を行い、報道は真実公正なものでなければならない(第11条)。

(3) 農産物品質安全のリスク監視及び基準制定(第2章)、農産物の産地(第3章)

国は、農産物品質安全リスクの監視制度(第 13 条)及び評価制度を構築する(第 14 条)。 農産物の品質安全基準は強制的に適用する基準⁷であり、農業用物資⁸の品質基準、農産物の重要成分指標等が含まれる(第 16 条)。国は、農産物生産地監視制度を構築整備する(第 20 条)。 県級以上の地方政府の農業農村主管部門は、特定農産物生産禁止区域の設定を提案しなければならず、いかなる組織及び個人も、同区域内で特定農産物の栽培等をしてはならない(第 21 条)。

(4) 農産物の生産(第4章)、農産物の販売(第5章)

国は、農産物生産経営者が、良質で特色ある農産物品種を選定し、環境にやさしい技術等を用い、品質を高め、ブランドを確立することを奨励・支援し(第32条)、農産物生産地のコールドチェーン物流インフラ建設を支援する(第33条)。農産物卸売市場は、検査機構を設立又は外部委託し、農産物の品質安全状況のサンプル検査を行わなければならない(第37条)。農産物生産企業等は、農産物が品質安全基準を満たすことを保証し、基準合格保証書9等を発行し、禁止農薬の不使用等を保証しなければならない(第39条)。国は、農産物品質安全追跡リストに指定する農産物の追跡管理を行う(第41条)。

(5) 監督管理(第6章)

県級以上の政府の農業農村部門及び市場監督管理部門は、農産物品質安全の全過程監督管理協働メカニズムを構築整備し、関係情報を随時通報し、共有するものとする(第 45 条)。農産物の品質安全検査に従事する者は、相応の専門知識及び実技技能を有し、職業道徳を順守しなければならない(第 49 条)。県級以上の政府の農業農村部門は、農産物生産に対する監督管理を強化し、日常検査を行い(第 52 条)、監督検査を実施する際は、現場への立入り、生産記録の閲覧、関係産品のサンプル調査、証拠物品の差押え等の措置を講ずる権限を持つ(第 53 条)。農産物品質安全の告発制度を構築整備し、告発の受付窓口を公開するものとする(第 56 条)。

(6) 法的責任(第7章)

地方政府が制度を整備せず、農産物の品質安全監督責任を果たさない場合(第 62 条)、地方政府の農業農村等の部門が、事故又はその証拠の隠匿等を図った場合(第 63 条)、特定農産物生産禁止区域での栽培等を行った場合(第 66 条)、農産物生産企業が品質安全管理制度を整備せず、相応の技術員を配置しなかった場合(第 68 条)、農産物生産経営者が使用禁止農薬、病死動物等を使用した農産物を販売した場合(第 70 条)、安全基準を満たさない量の有害物質、病害虫、病原性微生物等を含む農産物を販売した場合(第 71 条)、生産設備、添加物等が規定・基準を満たさない場合(第 72 条)等について、それぞれ罰則を定めている。

-

⁷ 中国の国家標準規格(GB 規格)を指す。同規格は、全国一律に適用される強制規格である。

⁸ 中国語原文は「农业投入品」。農産物の生産過程で使用される物資を指し、種子、肥料、農薬、農業用フィルム、農業機械等が含まれる。「农业投入品」中国政府网 中国語原文は「承诺达标合格证」。農業農村部(部は日本の省に相当)が 2016 年から段階的に試行した制度。